最終更新日：2016年2月26日
ダイドードリンコ株式会社
代表取締役社長　高松　富也
問合せ先：広報・IR部 06-6222-2621
証券コード：2590
http://www.dydo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を鑑み、持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るため、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方や対応方針を示す「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しております。

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」

1．コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。その実現のためにDyDoグループは、ダイナミックにチャレンジを続ける。」との「グループ理念」のもと、健全な企業活動とコンプライアンスを徹底し、経営の効率性と透明性を高め、お客様、従業員、取引先、地域社会、株主といった、すべてのステークホルダーの皆様との共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めることをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。

【グループ理念】
人と、社会と、共に喜び、共に栄える。
その実現のためにDyDoグループは、ダイナミックにチャレンジを続ける。

【グループビジョン】
DyDoはお客様と共に。
高い品質にいつもサプライズを添えて、
「オンリーDyDo」のおいしさと健康をお客様にお届けします。

DyDoは社会と共に。
グループ全体で生み出す製品・企業活動
「オールDyDo」が豊かで元気な社会づくりに貢献します。

DyDoは次代と共に。
国境も既存の枠組みも越えて、
次代に向けて「DyDoスタンダード」を創造します。

DyDoは人と共に。
飽くなき「DyDoチャレンジ」で、
DyDoグループに関わるすべての人の幸せを実現します。

当社グループのコア事業である飲料販売部門は、清涼飲料という消費者の皆様の日常生活に密着した製品を取り扱っており、部門売上高の約85%は地域社会に根差した自販機を通じた販売によるものです。また、自社工場を持たず、生産・物流を全国の協力業者にすべて委託するファブレス経営により、当社は製品の企画・開発と自販機オペレーションに経営資源を集中し、全国に約28万台を保有する自動販売機は当社グループの従業員と共栄会（当社商品を取り扱う自販機運営事業者）により管理しております。
このような当社独自のビジネスモデルは、ステークホルダーの皆様との信頼関係によって成り立っていることから、「人と社会と共に喜び、共に栄える。」ことが会社としての責務であり、経営上の最重要課題であると認識しております。そして、その実現のために、「ダイナミックにチャレンジを続けていく」ための基盤として、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みであるコーポレートガバナンスを継続的に改善していくことが、株主共同の利益に資するものと考えております。

2．コーポレートガバナンス・コードの基本原則への対応方針

（1）株主の権利・平等性の確保
当社グループは、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」のグループ理念に基づき、多様なステークホルダーとの協働を確保することに努めております。重要なステークホルダーである株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を順次すすめてまいります。

（2）株主以外のステークホルダーとの適切な協働
当社グループは、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」のグループ理念のもと、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、お客様、従業員、取引先、地域社会といった、当社を巡るすべてのステークホルダーの皆様によるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、皆様の声を経営に生かし、適切な協働に努めてまいります。
また当社取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップの発揮に努めてまいります。

（3）適切な情報開示と透明性の確保
当社グループは、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様へ、透明性、公平性、継続性を基本に、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を迅速かつ適切に行うとともに、当社への理解を深めていただくために有効と思われるその他の情報についても、可能な範囲で、積極的かつ公平な情報開示に努めて

まいります。

（4）取締役会等の責務
当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、（1）企業戦略等の大きな方向性を示すこと（2）経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと（3）独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たすよう努めてまいります。

（5）株主との対話
当社グループは、株主の皆様との建設的な対話を促進し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する積極的なIR活動に努めます。これにより当社グループへの理解を深めていただくとともに、皆様の声を経営へフィードバックすることで企業価値の適正な評価を得られるよう、信頼される企業をめざします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

＜補充原則1－2－5＞
信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合の対応

株主総会における議決権は、基準日時点の株主名簿に記載または記録されている者が有していることから、当社では信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が当社株主総会に出席し、議決権の行使や質問を行うことを認めておりません。
当該補充原則への対応については、実務面の課題も多くあることから、今後の動向を見極めた上で、あらためて検討することとします。

＜補充原則4－1－3＞
最高経営責任者等の後継者の計画

当社の代表取締役社長である高松富也は、2014年4月の社長就任以来、新たに制定したグループ理念、グループビジョンのもと、ステークホルダーの皆様の立場を踏まえた中長期視点の経営スタンスと迅速・果断な意思決定をもって経営の舵取りを行い、強いリーダーシップを発揮しております。
近年、飲料業界を取り巻く経営環境は大きく変化しており、国内飲料市場は少子高齢化等の影響により大きな成長を見込めない状況の中で、収益環境は極めて厳しい状況となってきております。このような経営環境の激変に対応し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、大株主でもある創業家出身の経営陣幹部が先頭に立ち、迅速・果断な意思決定を行う体制を維持しながら、より一層の透明性の向上を図っていくことが株主共同の利益に資すると考えております。
このようなことから、現時点では、最高経営責任者等の後継者に関する具体的な計画は有しておりませんが、経営陣幹部を支える役員や管理職の育成は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要な課題であるとの認識のもと、2016年度より、中堅社員を対象とした選抜研修を導入し、将来を見据えた計画的な人材育成を図っていくこととしております。

＜補充原則4－8－2＞
筆頭独立社外取締役の選任

当社は、取締役7名中2名の独立社外取締役を選任しておりますが、筆頭独立社外取締役は選任しておりません。
経営陣との連絡・調整は、取締役会事務局が社外取締役をサポートするほか、監査役または監査役会との連携については、独立社外役員のみを構成員とする会合を定期的に開催するなどの方策により、相互の連携を図っております。

＜補充原則4－10－1＞
任意の諮問委員会等の設置

当社は、経営陣幹部のアカウンタビリティを高め、より一層の透明性の向上を図ることを目的として、取締役7名中2名の独立社外取締役を選任しており、経営陣・取締役の選解任・報酬などの重要事項の決定については、独立社外取締役が出席する取締役会の承認を得る必要があります。
当社では、任意の委員会等を設置しておりませんが、重要事項の検討にあたっては、取締役会において独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることとしております。

＜原則5－2＞
中期経営計画における資本効率に関する目標の提示

2018年度を最終年度とした中期経営計画「Challenge the Next Stage」を策定し、「既存事業成長へのChallenge」「商品力強化へのChallenge」「海外展開へのChallenge」「新たな事業基盤の確立へのChallenge」の4つのチャレンジに取り組んでおります。
中期経営目標としては、成長性と収益性を最もシンプルにあらわす指標として、連結売上高2,000億円、営業利益率4%を掲げております。
資本効率については、具体的な目標数値を設定・公表しておりませんが、内部留保を戦略的事業投資に優先的に充当し、持続的な利益成長を実現することによって改善を図る方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則について、今後の改善に向けて準備をすすめている事項】

＜補充原則2－5－1＞
経営陣から独立した内部通報窓口の設置

当社は、内部通報窓口として「ダイドー・コンプラホットライン」を法務部門に設け、グループの従業員への周知を図っております。
今後につきましては、海外子会社の増加に対応するため、外部の法律事務所等にも内部通報窓口を設ける方向で検討をすすめております。

＜補充原則4－2－1＞
経営陣の報酬（中長期的な業績と連動する報酬等）

当社の取締役報酬は、固定報酬と賞与から構成され、賞与については単年度の業績に応じてその金額を決定しておりますが、今後につきましては、持株会社体制への移行にあわせて、業績の達成度に応じて当社株式を給付する業績連動型インセンティブ制度を導入し、当社グループの持

続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものとすることを予定しております。

＜補充原則４－１１－３＞
取締役会の実効性評価

当社では、現時点では取締役会全体の実効性についての分析・評価を行っておりませんが、取締役会事務局によるヒアリング結果をふまえて、社外役員に対する事前の情報提供や取締役会の運営に関する見直しを実施いたしました。
また、今後の継続的な改善につなげるべく、取締役会全体の実効性評価について、その具体的な評価方法・評価項目等を検討中です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

＜原則１－３＞
資本政策の基本的な方針

資本政策といたしましては、資本の有効活用と財務健全性の維持を図りながら、厳しい経営環境下においても安定的な配当を維持継続することを基本方針としております。内部留保は、持続的利益成長・資本効率向上につながる戦略的事業投資に優先的に充当することとしており、自己株式の取得については現時点では具体的な計画を有しておりません。
また、「人と社会と共に喜び、共に栄える。」のグループ理念に則り、地域コミュニティ活動への貢献に活用するため、「地域コミュニティ貢献積立金」の積立を定時株主総会へ剰余金処分案として、毎回、継続的に上程し、承認をいただいております。今後とも、当社を取り巻くステークホルダーへの安定的な還元につとめてまいります。

＜原則１－４＞
政策保有株式に関する方針

〈政策保有に関する方針〉
当社は、ステークホルダーの皆様との共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めるとの基本的考え方のもと、取引先や業務提携先などの重要なステークホルダーの株式を政策的に保有する場合があります。
例えば、優良な自販機ロケーションを数多く有し、中長期的に良好な関係性を保つことにより、安定的かつ持続的なキャッシュフローが期待できる場合や業務提携などにより中長期的な企業価値向上への寄与が期待できる場合などであります。株式を新規に取得する場合は、その目的を明確にするとともに、取得後は取引状況等を定期的に検証することとしております。

〈政策保有株式に係る議決権行使基準〉
政策保有株式の議決権行使にあたっては、株主共同の利益に資するものであるか否かを個別に判断することとしており、統一的な基準は設けておりません。

＜原則１－７＞
関連当事者間の取引に関する手続き、枠組み

当社は、取締役、監査役、執行役員等の当社関係者や主要株主がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を防止するため、役員及び役員が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。また、当該役員はその審議・決議に参加しないこととしております。
取締役・監査役およびその近親者との取引について、取引の有無に関する調査の確認書を作成し、重要な事実がある場合、取締役会に報告することとしております。
また、関連当事者取引については、会社法及び金融商品取引法その他適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則に従って開示することとします。

＜原則３－１＞
情報開示の充実

（1）経営理念等や経営戦略、経営計画
当社グループでは、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。その実現のためにDyDoグループは、ダイナミックにチャレンジを続ける。」との「グループ理念」のもと、さらなる企業価値向上の実現に向けて、2018年度を最終年度とした中期経営計画「Challenge the Next Stage」を推進しております。「既存事業成長へのChallenge」「商品力強化へのChallenge」「海外展開へのChallenge」「新たな事業基盤の確立へのChallenge」の4つのチャレンジに取り組み、2018年度には、連結売上高2,000億円へ、営業利益率を4%に引き上げることを目標としております。
2014年４月の消費税増税以降、飲料業界の市場動向は大きく変化しており、消費者の低価格志向の高まりや流通チェーンの合併・統合等による販売促進活動に対する交渉力の強化、競争力の高いプライベートブランドのさらなる拡大を背景として価格競争が激化するなど、収益確保に向けた経営環境は極めて厳しいものとなっています。
当社では、このような経営環境の激変に対応し、将来にわたる持続的成長の実現と中長期的な企業価値向上をめざすために、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現するグループガバナンスが必要であると考え、2016年２月26日開催の取締役会において、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の制定を決議し、コーポレートガバナンスの継続的改善に取り組んでいくことといたしました。
また、中期経営計画をひとつの通過点として、次代に向けた企業価値向上へのチャレンジを続けていくことを目的として、グループ経営の基盤強化を図るべく持株会社体制へ移行する方針を決定し、2016年４月15日開催の当社第41回定時株主総会へ議案を上程することを予定しております。

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社グループは、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。その実現のためにDyDoグループは、ダイナミックにチャレンジを続ける。」との「グループ理念」のもと、健全な企業活動とコンプライアンスを徹底し、経営の効率性と透明性を高め、お客様、従業員、取引先、地域社会、従業員、株主といった、すべてのステークホルダーの皆様との共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めることをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。
当社グループのコア事業である飲料販売部門は、清涼飲料という消費者の皆様の日常生活に密着した製品を取り扱っており、部門売上高の約85%は地域社会に根差した自販機を通じた販売によるものです。また、自社工場を持たず、生産・物流を全国の協力業者にすべて委託するファブレス経営により、当社は製品の企画・開発と自販機オペレーションに経営資源を集中し、全国に約28万台を保有する自動販売機は当社グループの従業員と共栄会（当社商品を取り扱う自販機運営事業者）により管理しております。
このような当社独自のビジネスモデルは、ステークホルダーの皆様との信頼関係によって成り立っていることから、「人と社会と共に喜び、共に栄える。」ことが会社としての責務であり、経営上の最重要課題であると認識しております。そして、その実現のために、「ダイナミックにチャレンジを続けていく」ための基盤として、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みであるコーポレートガバナンスを継続的に改善していくこ

とが、株主共同の利益に資するものと考えております。
当社経営陣幹部（代表取締役社長・取締役会長）は創業家出身者であり、その直接の支配がおよぶ資産管理会社等を通じて当社株式の約33%（2016年１月20日現在）を保有する大株主でもあることから、ステークホルダーの皆様の立場を踏まえた中長期視点の経営スタンスと迅速・果断な意思決定をもって経営の舵取りをしております。意思決定における透明性・公正性の担保は、当社における実効あるコーポレートガバナンスを実現するための重要課題であるとの認識のもと、機関設計は、法令に基づく調査権限を有する監査役が取締役の職務の執行を監査する監査役会設置会社を選択しており、監査役４名中３名を社外監査役とすることで、独立した立場からの経営に対する監視機能の強化を図っております。さらに、2014年４月より、経営に社外の視点を取り入れ、業務執行に対する監督機能をより一層強化することを目的として、取締役７名中２名を独立社外取締役とし、経営陣幹部のアカウンタビリティを高め、より一層の透明性の向上を図っております。
なお、2016年４月15日開催予定の当社第41回定時株主総会に上程する取締役選任議案は、取締役６名中２名を独立社外取締役とするものであり、独立社外取締役の人数比率は3分の1となります。

（3）取締役会による経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
取締役の報酬については、基本報酬と賞与で構成しており、個別の基本報酬の水準はその職責に応じて設定しております。また、賞与については、年度の業績に応じてその金額を決定することとしております。
今後につきましては、持株会社体制への移行にあわせて、業績の達成度に応じて当社株式を給付する業績連動型インセンティブ制度を導入し、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものとすることを予定しております。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役および取締役会長は、業績連動型インセンティブ制度の対象者ではありません。

（4）取締役会による経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名方針と手続
業務執行取締役については、当社業務に精通し、人格・識見・実行力ともにすぐれた人物を候補者として選任することとしており、社外取締役については、高度な専門性と豊富な経験を有し、独立的な立場から取締役会の適切な意思決定に対する助言や経営陣に対する実効性の高い監督などコーポレートガバナンスの充実に資する人物を候補者として選任することとしております。社外監査役については、財務・会計・法律などの専門家として高度な専門知識と豊富な知見を有し、高い独立性と高所大所からの観点をもって監査を担うことのできる人物を候補者として選任することとしております。
経営陣幹部については、ステークホルダーの皆様の立場を踏まえた中長期視点の経営スタンスと迅速・果断な意思決定をもって経営の舵取りを行い、強いリーダーシップを発揮できる能力を重視して指名します。

（5）（4）をふまえた個々の選任・指名についての説明
個々の候補者の選任理由については、株主総会招集通知に記載することとしております。
なお、2016年４月15日開催予定の当社第41回定時株主総会へ上程する取締役候補者の選任理由は、以下のとおりです。

高松　富也　氏　（重任）
2014年４月の社長就任以来、新たに制定したグループ理念、グループビジョンのもと、ステークホルダーの皆様の立場を踏まえた中長期視点の経営スタンスと迅速・果断な意思決定をもって経営の舵取りを行い、強いリーダーシップを発揮しています。グループ経営において、既存の概念に捉われない抜本的改革、新たなチャレンジを掲げ、既存事業の改革に取り組むとともに、海外における事業展開を本格的にスタートさせました。これらの実績を踏まえて、引き続き取締役候補としました。

高松　富博　氏　（重任）
当社の前社長として20年間にわたり経営を担い、豊富な経験と実績を有しています。現在は取締役会長として、グループ経営におけるガバナンスなどの基盤強化、重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしています。また、当社の社会貢献活動を長年にわたり推進し、地域社会の活性化に向けた活動にも尽力しています。これらの実績を踏まえて、引き続き取締役候補としました。

安達　健治　氏　（重任）
当社のコア事業である自販機ビジネスに関わる幅広い業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。現在は、事業改革推進担当取締役として、中期経営計画達成に向けた自販機ビジネスの固定費構造の抜本的改革に中心的な役割を果たしています。また、渉外担当取締役として、清涼飲料業界全体の健全な発展に向けた活動にも尽力しています。これらの実績を踏まえて、引き続き取締役候補としました。

中川　誠　氏　（重任）
商品開発、生産調達、マーケティングから自販機チャネル、流通チャネルへの営業活動に至るまでの清涼飲料事業全般にわたる幅広い業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。現在は、営業統括本部長として営業部門を牽引し、収益改善への取り組みを推進するとともに、重要取引先との関係強化に尽力しています。これらの実績を踏まえて、引き続き取締役候補としました。

森　真二　氏　（重任・社外）
弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、これまで当社社外監査役として13年間、社外取締役として2年間の職務経験をもとに、独立した立場から当社経営に対する助言・提言をいただくことで、取締役会の監督機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としました。
※東京証券取引所に独立社外取締役として届け出を予定しております。

井上　正隆　氏　（新任・社外）
食品業界における豊富な知識と経験を有しており、海外でのＭ＆Ａによる事業展開や海外子会社などの監査経験をもとに、当社の経営の課題である海外における事業展開の加速や事業領域の拡大に対して、独立した立場から助言・提言をいただくことで、取締役会の監督機能をさらに強化できるものと判断し、社外取締役候補としました。
※東京証券取引所に独立社外取締役として届け出を予定しております。

＜補充原則４－１－１＞
取締役会による経営陣に対する委任の範囲

当社の取締役会は、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する機関と位置づけられており、取締役会決議事項、取締役会報告事項については、具体的に取締役会規程に定めております。
また、経営会議は、経営の全般的執行についての方針ならびに計画の立案、その他の調査、研究、企画、管理、連絡、調整等を行う社長の諮問機関であり、常勤取締役及び執行役員を構成員としております。
今般、コーポレートガバナンス・コードの適用に伴い、取締役会における具体的な経営戦略や経営計画等に関する建設的な議論を活発化させるための環境整備を行うべく、業務執行に関する重要事項の基準を見直し、経営会議へ権限委譲を行うことといたしました。
具体的には、2016年１月より、取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程等の関連諸規程を改正し、新たな基準を具体的に定めております。

＜原則４－８＞
自主的な判断により3分の1以上の独立取締役を選任するための取組方針

当社は2014年４月より、経営に社外の視点を取り入れ、業務執行に対する監督機能をより一層強化することを目的として、取締役７名中２名を独

立社外取締役とし、経営陣幹部のアカウンタビリティを高め、より一層の透明性の向上を図っております。
なお、2016年４月15日開催予定の当社第41回定時株主総会に上程する取締役選任議案は、取締役６名中２名を独立社外取締役とするものであり、独立社外取締役の人数比率は3分の1となります。
今後につきましても、２名以上の社外取締役を選任する予定でありますが、海外における事業展開の加速や事業領域の拡大等の経営課題に応じた多様な人材を社内外から登用していく必要もあることから、独立社外取締役の人数比率については、現時点では具体的な方針を定めておりません。

＜原則４－９＞
取締役会が策定する独立社外取締役の独立性基準

当社は、独立社外取締役の独立性基準を以下のとおり定めております。

1.ダイドーグループの取締役（社外取締役除く）、監査役（社外監査役除く）、執行役員又は使用人でないこと
2.ダイドーグループを主要な取引先とする者又はその取締役、監査役、執行役員又は使用人でないこと
3.ダイドーグループの主要な取引先又はその取締役、監査役、執行役員又は使用人でないこと
4.ダイドーグループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家でないこと
5.ダイドーグループから一定額を超える寄付又は助成を受けている組織の理事その他の取締役、監査役、執行役員又は使用人でないこと
6.最近３年間において、1から5に該当していた者でないこと
7.1から5に該当する者の近親者でないこと（ただし1の使用人については重要な使用人に限る）

※ 主要な取引先とは、直前事業年度におけるダイドーグループとの取引の支払額又は受取額が年間連結総売上高の2%以上を超える取引先をいう
※ 多額の金銭とは、個人の場合は過去3年間の平均で年間1,000万円以上、団体の場合は過去3事業年度の平均で、その団体の連結総売上高の2%以上を超えることをいう
※ 近親者とは配偶者、2親等内の親族又は同居の親族をいう
※ 重要な使用人とは、部長職以上の使用人をいう
※ 一定額とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう

＜補充原則４－１１－１＞
取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社定款に定める取締役の員数は9名以下、監査役は4名以下としております。
現在、取締役は7名を選任しており、少人数による議論が可能な体制を維持しつつ、当社の事業に関する深い知見を備える取締役や、独立的な立場から取締役会の適切な意思決定に対する助言・経営陣に対する実効性の高い監督などコーポレートガバナンスの充実に資することのできる社外取締役を選任するなど、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる構成としております。
監査役は4名選任しており、うち3名が社外監査役（うち1名が女性）となっており、独立的立場から取締役の職務の執行状況を監視しております。
なお、2016年４月15日開催予定の当社第41回定時株主総会には、取締役会の審議の充実ならびに活性化を図ることを目的として、取締役の員数を9名から7名に削減する定款変更案を上程いたします。また、取締役候補者は、当社の経営課題である「既存事業の成長」「商品力強化」「海外事業展開の加速」「新規事業領域の拡大」への対応に必要な資質と多様性を備えており、独立社外取締役の人数比率は3分の1となることにより、独立性と客観性をより一層確保できるものと考えております。

＜補充原則４－１１－２＞
取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況

社外取締役・社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書を通じ、毎年、開示を行っております。
現在、社外取締役2名のうち1名が上場会社の取締役を兼任、社外監査役3名のうち1名が上場会社の社外取締役を兼任しております。
なお、2016年４月15日開催の当社第41回定時株主総会に上程する社外取締役候補者は、他の上場会社の役員を兼任しておりません。

＜補充原則４－１１－３＞
取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の概要

当社では、現時点では取締役会全体の実効性についての分析・評価を行っておりませんが、取締役会事務局によるヒアリング結果をふまえて、社外役員に対する事前の情報提供や取締役会の運営に関する見直しを実施いたしました。
また、今後の継続的な改善につなげるべく、取締役会全体の実効性評価について、その具体的な評価方法・評価項目等を検討中です。

＜補充原則４－１４－２＞
取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社では、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対し、就任時においては、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務について理解する機会を設けております。また、執行役員以上の経営幹部に対し、企業法務、会計、コーポレート・ガバナンス、資本市場等に関する知識の習得及びアップデートに努める機会を提供しております。

＜原則５－１＞
取締役会による株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

（1）株主との対話全般については、コーポレートコミュニケーション本部広報・IR部を担当窓口とし、社長か統括する体制としております。
個別株主・投資家との面談については、広報・IR部の担当者が対応することとし、特に要望がある場合には、その面談の目的や必要性に応じて、広報・IR部を管掌する役員が面談に臨むこととします。

（2）株主・投資家との対話を円滑に実施するため、広報・IR部は関係部門と連携し、随時打合せを実施するほか、広報・IR部長は取締役会、経営会議、重要子会社の取締役会等に出席し、経営情報のタイムリーな把握につとめております。また、四半期ごとの決算発表やＭ＆Ａなどの重要事項の公表にあたっては、社長や担当部門の執行役員を交えたミーティングを複数回実施し、株主・投資家にわかりやすい説明ができるよう、十分な検討を行うこととしております。

（3）個別面談以外の対話の手段として、第2四半期決算および本決算時には、社長を説明者とする機関投資家向け決算説明会を開催するほか、

社長出席のスモール・ミーティングを実施しております。
また、株主・投資家との円滑な関係を構築することを目的として、執行役員コーポレートコミュニケーション本部長による個別訪問などの能動的なIR活動に注力しております。
個人投資家を対象としたIR活動として、証券会社等が開催するイベント等の機会を通じて、会社説明会を開催するほか、株主の皆様とのコミュニケーションツールとしての通信誌「DyDo Challnge 通信」を年2回発行しております。

(4)対話において把握された株主・投資家の意見や懸念事項については、定期的に取締役会へ報告しており、より詳細な情報についても社長へフィードバックを行うことなどの方策により、株主・投資家の声を経営に反映することができる体制としております。

(5)対話に際してのインサイダー情報の管理につきましては、社内規程に基づき適切に対応することとし、フェアディスクロージャーに努めております。株主・投資家との個別面談は複数で対応することをルール化し、議事録を関係者で共有しております。また、IRポリシーに基づき、沈黙期間については、株主・投資家との個別面談を控えることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ハイウッド株式会社	2,470,800	14.91
有限会社サントミ	2,011,600	12.14
タイタコーポレイション株式会社	738,100	4.45
高松　富博	495,000	2.98
高松　富也	495,000	2.98
高松　章	494,000	2.98
高松　多聞	480,800	2.90
有限会社高松	461,050	2.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	309,800	1.86
株式会社レモンガスかごしま	250,000	1.50

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	1 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、2017年1月21日を目処に持株会社体制に移行する方針を決定し、2016年4月15日開催の当社第41回定時株主総会に議案を上程することを予定しております。
中期経営計画の達成をひとつの通過点として、次代に向けた企業価値創造へのチャレンジを続けていくことを目的として、グループ経営の基盤強化を図ります。
なお、持株会社体制移行に伴い、2017年1月21日を目処に、当社は商号を「ダイドーグループホールディング株式会社」に変更し、グループ会社の経営管理を行う持株会社として、上場を維持する予定です。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
江崎　悦朗	他の会社の出身者								○			
森　真二	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
江崎　悦朗	○	江崎悦朗氏は、江崎グリコ株式会社の取締役専務執行役員であります。 当社は、江崎グリコ株式会社との間に自販機による商品販売等の取引がありますが、当社の経営に影響を与えるような特記すべき取引関係はありません。	食品業界における豊富な経験と見識をもとに、独立した立場から当社経営全般に助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断したものであります。
森　真二	○	森真二氏は、ダイソー株式会社社外監査役、大阪府中小企業信用保証協会監事であります。 当社とこれらの兼務先とは特別の関係はありません。	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、これまでの当社社外監査役としての職務経験をもとに、独立した立場から当社経営監督に助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断したものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査計画を確認するとともに、会計監査人による実地たな卸への立会いや決算期末、中間期末毎に開催する会計監査人から監査役会への会計監査結果報告会を通じて、会計監査の方法及び結果を把握し必要な意見交換を行っております。
常勤監査役は、内部監査部門が監査結果や今後の監査計画等について、社長に定期的に報告する監査会議（3ヵ月毎開催）に出席し、内部監査の状況やそれに関わる社内情報を把握するとともに、必要な場合は意見・要望を述べております。
また内部監査部門は監査役会と連携し、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査を通じ、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田　太三	税理士													
松本　博	税理士													
加藤　幸江	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田　太三		同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	税理士としての長年の経験、財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な知見を有しており、高い独立性と大所高所からの観点をもって、当社の監査業務を担っていただけるものと判断しております。
松本　博		同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	税理士としての長年の経験、財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な知見を有しており、高い独立性と大所高所からの観点をもって、当社の監査業務を担っていただけるものと判断しております。
加藤　幸江		加藤幸江氏は、株式会社山善社外取締役、株式会社日阪製作所社外取締役であります。 当社とこれらの兼務先とは特別の関係はありません。	弁護士としての長年の経験、法律の専門家として高い見識を有していることや、複数の企業の法律問題に関与し会社経営に対し深い見識がありますので、高い独立性と大所高所からの観点をもって、当社の監査業務を担っていただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、現在、「ストックオプション制度」や「業績連動型報酬制度」等は採用しておりませんが、今後につきましては、持株会社体制への移行にあわせて、業績の達成度に応じて当社株式を給付する業績連動型インセンティブ制度を導入し、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものとすることを予定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

[取締役及び監査役の報酬等の額]
取締役　9名　326百万円　（うち社外取締役　2名　10百万円）
監査役　5名　27百万円　（うち社外監査役　4名　10百万円）
合　計 14名　353百万円　（うち社外役員　6名　20百万円）

取締役会長の高松富博の第40期事業年度における報酬等の総額が1億円以上となりましたので、「企業内容等の開示に関する内閣府令」に沿い有価証券報告書に記載しております。
[個別報酬]

氏　名	報酬総額	基本報酬	退職慰労金
高松　富博	138百万円	30百万円	108百万円

有価証券報告書は、当社ホームページに掲載しております。
http://www.dydo.co.jp/corporate/ir/data/3

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内(年額280百万円以内)において、取締役会で了承された方法により決定しております。
監査役の報酬等は、株主総会で承認された報酬の範囲内(年額40百万円以内)で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役については、経営戦略部のスタッフが、社外監査役については監査役の職務を補助する専属のスタッフが、それぞれサポートする体制としております。
取締役会事務局による社外役員へのヒアリング結果をふまえて、2016年1月より事前の情報提供や取締役会の運営に関する見直しを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、定例取締役会を月1回開催するほか、必要あるときは臨時取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに、グループ各社の職務の執行を監督しております。取締役7名中2名が社外取締役(平成27年4月17日現在)であり、独立的立場から経営への助言、監督の機能を担っております。取締役会には社外監査役3名を含む監査役4名が出席しており、このうち1名は女性であります。
また、常勤取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を定期的に開催し、重要な事項についての審議を行い、社長及び取締役会の迅速な意思決定をサポートする体制をとっております。
監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役3名(平成27年4月17日現在)で構成されており、取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席するほか、グループ内各組織の責任者から状況を聴取し、取締役の職務執行状況を監視しております。
当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。なお当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

会計監査人は、有限責任あずさ監査法人を選任しており、第三者の視点から会計及び内部統制の適法性及び適正性について助言・指導を受けております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

意思決定における透明性・公正性の担保は、当社における実効あるコーポレートガバナンスを実現するための重要課題であるとの認識のもと、機関設計は、法令に基づく調査権限を有する監査役が取締役の職務の執行を監査する監査役会設置会社を選択しており、監査役４名中３名を社外監査役とすることで、独立した立場からの経営に対する監視機能の強化を図っております。さらに、2014年４月より、経営に社外の視点を取り入れ、業務執行に対する監督機能をより一層強化することを目的として、取締役７名中２名を独立社外取締役とし、経営陣幹部のアカウンタビリティを高め、より一層の透明性の向上を図っております。

また、当社では、2012年３月より、執行役員制度を導入しており、それぞれの組織機能における責任と権限を執行役員へ委譲することにより、市場環境の変化に迅速に対応できる体制とするとともに、お客様をはじめとするステークホルダーの皆さまの声を身近に聴き、経営にフィードバックできる体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第40回定時株主総会（平成27年４月16日開催）の招集通知は、平成27年３月25日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期日は１月20日で、株主総会開催日は、集中日に該当しておりません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを定め、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	情報取扱責任者を説明者とする個人投資家向け会社説明会を継続的に開催しております。2015年度は、全国各地で年間15回の説明会を開催しました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算期末、第2四半期末ごとに、社長を説明者とするアナリスト・機関投資家向け決算説明会、スモールミーティングを開催し、決算説明会は動画配信をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料に加えて、月次販売状況のお知らせ、株主総会招集通知、決議通知、株主通信、IRニュースリリース等も掲載し、投資家の皆様が閲覧できる環境を整えております。 また、当社へのご理解を一層深めていただくことができるよう、個人投資家の皆様の向けの専用ページやENGLISHページも開設しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレートコミュニケーション本部の所管として、広報・IR部にIRグループを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」をグループ理念と定めております。 このグループ理念の具現化に向けて、「CSR基本方針」を定め、ステークホルダーに対する基本姿勢を明示しております。 ＜CSR基本方針＞ 私たちは、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」というグループ理念に則り、ステークホルダーの皆さまの声を経営に生かし、豊かで元気な社会づくりに貢献します。 お客様には「高い品質にいつもサプライズを添えて！」 安全安心はもちろん、喜びと感動をお届けします。 従業員には「ダイナミックに働き、達成する喜びを！」 社内コミュニケーションを促進し、チャレンジする人材を育成します。 取引先には「次の成長ステージへ共にチャレンジ！」 経営ビジョン・経営戦略を共有し、ビジネスパートナーとの信頼関係を深めます。 社会には「人や社会との絆を大切に！」 事業活動やコミュニティ活動を通じて、地域社会の活性化に貢献します。 株主には「継続的な企業価値向上を！」 健全なガバナンス体制により、安定的な還元を実現します。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、共存共栄の考えのもと、地球の恵みを享受した飲料や食品を「人」と「社会」にお届けしております。私たちは、美しい地球と豊かで元気な社会を次代に引き継いでいくことが重要な責務であると考え、自然環境と調和のとれた経営を継続推進していくことを環境方針の基本理念としております。 また、当社グループの発展は、豊かな地域社会の実現と共にあるべきとの考えから、継続的な社会貢献活動の実現を目的とした「地域コミュニティ貢献積立金」を設けております。本積立金は、一時的な支援に止まらず、単年度の業績に左右されることなく中長期的な支援を行うために、こうした目的積立金の方式を採用しております。 さらには、祭りを通じた地域の絆作り、地域活性化への取組みとして、「日本の祭り」を応援しております。地域の方々や行政と一体となって、活気ある地域作りに貢献していきます。 「お客様」「従業員」「取引先」「社会」「株主」といったすべてのステークホルダーの皆様に対する具体的なCSR活動の取組みは、ホームページ等を通じて一般に公表しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、IRポリシーを以下のとおり定めております。 1. IRの活動方針と目的 ダイドードリンコ株式会社（以下「当社」という）は、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」というグループ理念のもと、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様との双方向コミュニケーションを積極的に行います。これにより当社グループへの理解を深めていただくとともに、皆様の声を経営へフィードバックすることで企業価値の適正な評価を得られるよう、信頼される企業を目指します。 2. 情報開示の方針 当社は株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様へ、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供を目指します。会社法、金融商品取引法その他の諸法令ならびに東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報開示の他、当社への理解を深めていただくために有効と思われる情報についても、可能な範囲で、積極的かつ公平な情報開示に努めます。 3. 重要情報と情報開示方法 当社は、東京証券取引所が定める適時開示規則に該当する重要情報、または適時開示規則に該当しない場合でも、投資家の投資判断に著しく影響を及ぼすと思われるものなど、その重要度および緊急性に応じて、適切な方法により正確かつ公平に情報が伝達されるよう配慮してまいります。 当社が自ら開示すべきと判断した重要情報に関しては、同取引所へ事前説明後、同取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）に登録し公開いたします。また、TDnet登録後すみやかに報道機関に同一情報を提供するとともに、当社ウェブサイト上にも遅滞なく同一資料を掲載いたします。 4. 業績予想および将来の予測に関する事項 当社の開示資料に記載されている、当社グループの計画・将来の見通し・戦略などのうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、将来の業績に関する見通しであり、これらは当社において現時点で入手可能な情報による当社経営陣の判断および仮定に基づいています。従って、実際の業績は、不確定要素や経済情勢その他リスク要因により、大きく異なる可能性があります。 5. 沈黙期間 当社は決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算発表日前の30日間を「沈黙期間」に設定し、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしております。また、沈黙期間においては会社説明会の開催、アナリスト・機関投資家との個別ミーティング等を控えさせていただきます。ただし、この沈黙期間中に開示すべき重要事実が発生した場合には、適時開示規則等に基づき必要な情報を公表いたします。 6. 社内体制の整備・充実 当社は、IRポリシーを適切に運用し、適時開示規則に基づく適時適切な情報開示を行うために、社内体制の整備・充実に努めます。また、当社はインサイダー取引規制に関する社内規程を設けており、運用の徹底を図るべく、役員及び従業員の教育に注力します。
その他	【人事基本理念】 1. チャレンジ精神に充ち溢れ、変革（イノベーション）の担い手と成り得る人材の採用 2. ビジョンを描きチャレンジするために必要な知識・スキルの向上を図り、変革（イノベーション）を起こすことができる人材の育成 3. 持続的なチャレンジを可能とする組織風土・人事制度の構築 【多様性尊重への取組み】 当社では、性別・年齢・国籍・障がいの有無などを超えた多様な価値観を尊重し、個々の力を最大限発揮することが企業の持続的成長につながると考え、以下の取組みを推進しております。 ＜女性従業員の雇用促進＞ 多様な人材確保のひとつとして、女性の積極的な採用・育成に取り組んでおります。計画的な採用を推進し、2011～2015年度の新入社員における女性比率は、47.5%となっております。 ＜障がい者の雇用促進＞ 当社の2016年1月20日現在の障がい者雇用率は2.14%となっております。ひとりひとりの強みや能力をさらに伸ばし、共に成長できるよう取り組んでまいります。 ＜海外生活経験のある人材の積極採用＞ 当社では、グローバル化の推進に向けて日本人・外国人留学生や海外でビジネス経験のある人材の積極的な採用に取り組んでおります。その一環として、海外で開催されているキャリアフォーラムへの参加や海外大学卒業者を対象にした秋入社制度の導入を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり、内部統制システムを整備します。

1.当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当企業グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当企業グループは、「グループ理念」及び「グループビジョン」を経営理念として共有し、その実現に向けて「コンプライアンス行動指針」をはじめとする行動規範及び企業倫理の遵守を図ります。
(2)当企業グループは、その規模及び特性に応じて、コンプライアンスに関する内部統制の整備及び監督を行うために、必要な体制の整備を行います。
(3)当企業グループの役職員や外部者が直接、不利益を受けることなく情報を伝達できることを保障する、ダイドー・コンプラホットライン（以下「ホットライン」という。）を設置します。
(4)当社の内部監査部門は、監査役会と連携し、各部門における法令、定款及び社内規定の遵守状況の監査を通じ、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。さらに当社の内部監査部門は、必要に応じて、内部監査を実施し、子会社の法令遵守体制を拡充させます。
(5)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、不当要求を受けた場合には、関係機関と連携し、組織全体で毅然とした態度で臨み、被害の防止に努めます。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報に関する事項は、社内規定に従って適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役はこれらを必要なときに閲覧できるものとします。

3.当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は、リスク管理基本規程に従い、リスクの評価・分析を行うとともに代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置して定期的に開催し、リスク管理を推進します。また、子会社と連携して当企業グループのリスク管理及び危機管理に関わる情報の一元化と共有を図ります。
(2)当社の経営に重大な影響を与える可能性のある不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を招集して対応を行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整備します。

4.当企業グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当企業グループ各社は、その規模及び特性に応じて、以下により、取締役の職務の執行の効率化を図ります。
(1)業務分掌及び職務権限の明確化
(2)定期的又は必要の都度開催される取締役会での経営上の重要事項の審議及び報告
(3)取締役を構成員とする経営会議の設置
(4)連結ベースでの中期経営計画及び年度予算の策定、進捗管理並びに改善策の実施

5.子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する事項
当社は、社内規定に基づき、子会社との連携及び統制を図る担当部門を設置するとともに、子会社に対し、業務執行状況を報告させます。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査役を補助する必要な能力と知識を備えた専属の使用人を配置し、その指揮命令権は監査役に帰属させます。
(2)監査役は、監査役を補助する使用人の人事異動や人事評価に関して、事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動の変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとします。
(3)当該使用人の懲戒等に関しては、人事担当取締役はあらかじめ、監査役の承諾を得るものとします。

7.監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)常勤監査役は、取締役会のほか当社の経営会議等の重要な会議体に出席することにより、当企業グループの重要な情報について適時報告を受けるものとします。
(2)上記(1)に加え、当企業グループの取締役、監査役及び使用人は、当企業グループに重大な影響を与える事実又はそのおそれが発生した場合には、速やかに当社の監査役に報告することとします。
(3)内部監査部門は、当企業グループの内部監査の結果を監査役会と共有します。
(4)監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう、当該報告者を保護します。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けていることが判明した場合は、不利益な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を講じます。

8.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るため、監査役は、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役と緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催します。

10.財務報告の信頼性を確保するための体制
当企業グループは、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制の整備、運用及び評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、不当要求を受けた場合には、関係機関と連携し、組織全体で毅然とした態度で臨み、被害の防止に努めます。」と定めております。また、その内容をコンプライアンスについての具体的な行動規範を示した「コンプライアンス行動指針」にも明記し、継続的な意識の高揚に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

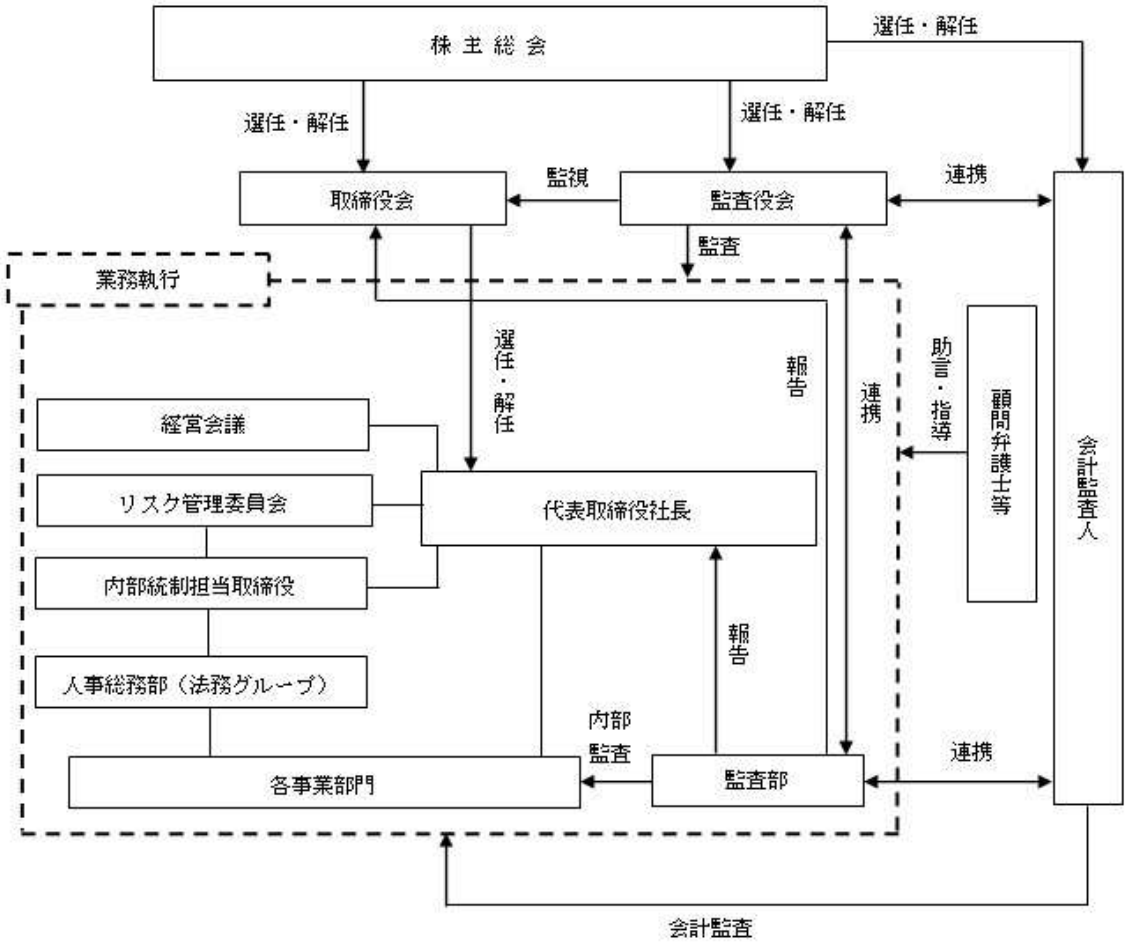
当社は、平成20年１月15日開催の取締役会において「当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針」を決定いたしました。
また、同日の取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を決定し、平成20年４月16日開催の定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただいております。
導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、その在り方を検討してまいりましたが、平成26年３月３日開催の取締役会において継続することを決定し、平成26年４月16日開催の第39回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただいております。その有効期間は、平成29年４月開催予定の定時株主総会終結の時までの３年間となります。
本件の詳細については、当社ホームページ（http://www.dydo.co.jp/）にその開示資料を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社では、平成13年８月に東京証券取引所へ上場以来、会社情報の適時開示の重要性を社内に周知させるとともに、情報の一元化と共有化を推進し、迅速かつ正確な情報開示に努めております。
当社各部門、グループ会社各社は、重要事実が発生したときは、すみやかに情報開示の担当部署である広報・IR部に報告しており、情報管理責任者である広報・IR部長は、適時開示すべき情報か否かについて検討し、社長の承認のもと、取締役会・経営会議への付議または報告の上、遅滞なく公表を行っております。
なお、緊急を要する発生事実に関する情報開示は、社長の判断により、取締役会・経営会議への付議、報告を経ずして開示することとしております。
広報・IR部長は、取締役会及び経営会議において情報開示に関する意見を述べるほか、情報開示すべき事項、その経過及び結果について報告を行っております。また、子会社の取締役会等のグループ内の重要会議にも出席して、重要事実の把握に努めております。
広報・IR部IRグループは、情報開示に関する実務を統括するほか、社内外の情報を収集し、広報・IR部長への報告及び意見具申等を行っております。
なお、常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席して重要事項の内容を把握し、情報収集及び情報開示体制についてチェックを行っております。

コーポレートガバナンス体制の概要（模式図）



適時開示体制の概要（模式図）



（※）緊急を要する発生事実に関する情報開示は、社長の判断により取締役会・経営会議への報告を経ず、開示することができる。